

企画提案書等作成要領

1 企画提案書（任意様式）

企画提案書には、次の内容を記載すること。

- （１）別紙１「生駒市セイセイビル整備事業設計及び工事監理業務委託仕様書」の業務内容について作成し、実施にあたっての取組、手法、体制等について業務内容の順番に沿って提案すること。
- （２）仕様書以外にも有益な提案があれば記載すること。

2 参考見積書（任意様式）

- （１）別紙１「生駒市セイセイビル整備事業設計及び工事監理業務委託仕様書」の業務内容に基づく具体的な積算内容
- （２）見積金額及び内訳金額は、税込の額と税別の額が分かるように記載すること。

3 企画提案書作成にあたっての留意事項

- （１）匿名での提案審査が可能となるよう、企画提案書には提案者名が推定できる記載を行わないこと。
- （２）企画提案書は、Ａ区画、Ｂ区画を区別し以下の内容をすべて含むものとする。
 - ①平面計画図（任意様式 Ａ３横 ２枚以内）
 - ・家具・什器・備品等（以下備品等という）の配置
 - ②空間デザイン（任意様式 Ａ３横 ５枚以内）
 - ・空間イメージ（パース等、外観含む）
 - ・内装イメージ
 - ③備品等の選定提案書（任意様式 Ａ３横 ３枚以内）
 - ・備品等のリスト
 - ・備品等の姿図（カタログ等の写し可）
 - ④説明資料（任意様式 Ａ３横 ５枚以内）
 - ・提案のポイント
 - ・平面図の説明（動線含）
 - ・内観デザインの説明（テイクアウト窓口含）
 - ・備品等の説明
 - ・その他独自提案
- （３）言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成すること。図又はイラストは必要に応じて使用可とする。
- （４）カラーでの作成は可能とする。
- （５）複数の応募又は複数の事業計画書の提出は認めない。
- （６）正本と副本の内容は、字体・色等を含め全て同一とすること。ただし、正本と副本とが識別できるよう提出すること。

4 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書等の変更、撤回及び返却は認めない。
- (3) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があり、この情報に該当する部分がある場合には、提案時に文書により申し出ること。なお、プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。